

○令和四年農林水産省告示第千百九十八号(排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間)

(令和四年八月三日)

(農林水産省告示第千百九十八号)

改正 令和 五年 六月 五日 農林水産省告示 第 六四七号
 令和 六年 六月 十三日 同 第 一二〇三号
 令和 七年 六月 十三日 同 第 九三四号

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則(平成八年農林省令第三十三号)第一条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める海域及び期間を次のように定める。

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

海域	期間
北緯三十六度四十分の線、宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線、北緯三十六度の線及び陸岸に囲まれた海域(我が国の領海及び内水を除く。)	七月一日から九月三十日まで
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域(我が国の領海及び内水を除く。) イ 北緯三十四度四十五分東経百三十八度四十六分の点 ロ 北緯三十四度四十五分東経百三十八度三十五分の点 ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度三十五分の点 ニ 北緯三十四度十分東経百三十八度四十五分の点 ホ 北緯三十四度十分東経百三十八度五十五分の点 ヘ 北緯三十四度二十七分東経百三十九度十四分の点 ト 北緯三十四度三十二分東経百三十九度十三分の点 チ 北緯三十四度三十四分東経百三十九度十五分の点 リ 北緯三十四度三十四分東経百三十九度二十分の点 ヌ 北緯三十四度四十分東経百三十九度二十分の点 ル 北緯三十四度四十分東経百三十八度五十八分四十秒の点	七月一日から八月の第一日曜日(八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日)までの日曜日、木曜日、金曜日及び土曜日
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域(我が国の領海を除く。) イ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点 ロ 北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点 ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度十分の点 ニ 北緯三十四度三十五分東経百三十八度十分の点 ホ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	六月の第四金曜日(第五金曜日がある場合にあっては、第五金曜日)から八月の第一日曜日(八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日)までの日曜日、金曜日及び土曜日
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域(我が国の領海及び内水を除く。) イ 北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点	七月の第一土曜日(七月一日が土曜日に当たるときは、七月八日)から二日間

ロ 北緯二十四度五分東経百二十二度四十分の点 ハ 北緯二十四度五分東経百二十三度二十分の点 ニ 北緯二十四度四十五分東経百二十三度二十分の点 ホ 北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点	
--	--

附則 (令和四年八月三日農林水産省告示第一一九八号)

この告示は、外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和四年農林水産省令第四十六号)の施行の日(令和四年八月三日)から施行する。

附則 (令和五年六月五日農林水産省告示第六四七号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (令和六年六月一三日農林水産省告示第一二〇三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (令和七年六月一三日農林水産省告示第九三四号)

この告示は、公布の日から施行する。